

四日市市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 26 日

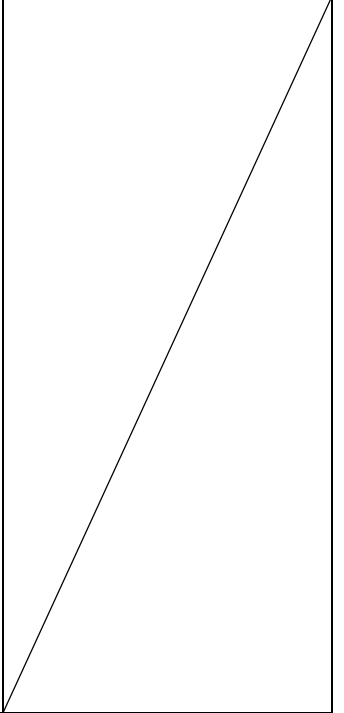
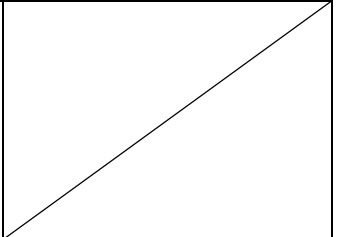
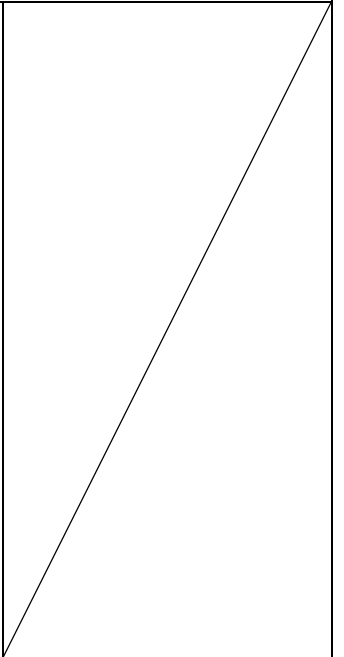
四日市市長 田 中 俊 行

四日市市規則第 25 号

四日市市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則  
 四日市市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成 25 年四日市市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 <u>この規則は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号。以下「法」という。）</u>、<u>都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成 24 年政令第 286 号）</u>及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成 24 年国土交通省令第 86 号。以下「省令」という。）<u>の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号。以下「法」という。）<u>の規定による低炭素建築物新築等計画の認定については、法及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成 24 年国土交通省令第 86 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</u></p>

改正後		
<p>（添付図書等）</p> <p>第 3 条 省令第 41 条第 1 項に規定する市長が必要と認める図書及び同条第 3 項に規定する市長が不要と認める図書は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる図書のほか、市長が認定基準に適合することの確認に必要又は不要と認める図書とする。</p>		
区分	必要と認める図書の種類	不要と認める図書の種類
法第 54 条第 2 項（法第 55 条第 2 項	建築基準法第 18	

<p>において準用する場合を含む。)の規定による申出をする場合であって、当該申出に係る低炭素建築物新築等計画又は低炭素建築物新築等計画の変更が、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の3第1項本文の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を要するとき(同項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査をする場合を除く。)</p>	<p>条の2第1項の規定に基づき知事が構造計算適合性判定を行わせることとした者により交付された適合判定通知書の写し</p>	
<p>申請に係る低炭素建築物新築等計画又は低炭素建築物新築等計画の変更が、前条の市長が別に定める機関による技術的審査を受けた場合</p>	<p>当該機関が交付する認定基準に適合していることを証する書類</p>	
<p>(略)</p>		
<p>低炭素建築物新築等計画の認定等の申請に係る建築物が、次に掲げる区域内にある場合</p> <p>(1) 都市緑地法(昭和48年法律第72号)に規定する緑地保全地域、特別緑地保全地区、緑化地域又は緑地協定の区域</p> <p>(2) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)に規定する生産緑地地区</p> <p>(3) 建築基準法に規定する建築協定の区域</p>	<p>建築物が左欄各号に掲げる地域、地区又は協定の内容に適合していることを証する書類</p>	
<p>(略)</p>		

改正前

(添付図書等)

第3条 省令第41条第1項に規定する市長が必要と認める図書及び同条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる図書のほか、市長が認定基準に適合することの確認に必要又は不要と認める図書とする。

区分	必要と認める図書の種類	不要と認める図書の種類
申請に係る低炭素建築物新築等計画又は低炭素建築物新築等計画の変更が、前条の市長が別に定める機関による技術的審査を受けた場合	当該機関が交付する認定基準に適合していることを証する書類	
(略)		
低炭素建築物新築等計画の認定等の申請に係る建築物が、次に掲げる区域内にある場合 (1) 都市緑地法(昭和48年法律第72号)に規定する緑地保全地域、特別緑地保全地区、緑化地域又は緑地協定の区域 (2) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)に規定する生産緑地地区 (3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)に規定する建築協定の区域	建築物が左欄各号に掲げる地域、地区又は協定の内容に適合していることを証する書類	
(略)		

2 (略)

改正後	改正前
(建築確認の申出) 第4条 法第54条第2項(法第55条	(建築確認の申出) 第4条 法第54条第2項(法第55条

第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出をしようとする者は、建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書の正本及び副本各1通に、それぞれ四日市市建築基準法施行細則(昭和53年四日市市規則第6号)第2条第1項各号に定める図書を添えて、これらを市長に提出しなければならない。

(工事の完了の報告)

第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による申出をしようとする者は、建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書の正本及び副本各1通に、それぞれ四日市市建築基準法施行細則(昭和53年四日市市規則第6号)第2条第1項各号に定める図書を添えて、これらを市長に提出しなければならない。

2 市長は、法第54条第2項の規定による申出を受けた場合において、申出に係る建築物の計画が建築基準法第20条第2号又は第3号に定める基準(同条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。)に適合するかどうかを審査するときは、同法第18条の2第1項の規定による指定を受けた者に同法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を求めるものとする。

3 前項の規定により市長が構造計算適合性判定を求める場合の第1項の適用については、同項中「確認の申請書の正本及び副本各1通」とあるのは「確認の申請書の正本1通及び副本2通」とする。

(工事の完了の報告)

第9条（略）

2 前項の報告は、工事完了報告書（第5号様式）の正本及び副本各1通に、それぞれ次に掲げる図書を添えて行わなければならない。

(1)から(4)まで（略）

第9条（略）

2 前項の報告は、工事完了報告書（第5号様式）に次に掲げる図書を添えて行わなければならない。

(1)から(4)まで（略）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の四日市市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第9条の規定は、この規則の施行の日以後に行う工事完了報告から適用し、同日前に行う工事完了報告については、なお従前の例による。

（都市整備部建築指導課）